

吉見町入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する契約に係る競争入札について、入札の予定及び結果（以下「入札結果等」という。）を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表の主体)

第2条 入札結果等の公表は、総合政策課において行うものとする。

(公表の内容)

第3条 入札結果等の公表の内容については、次に掲げる事項とする。ただし、第1号から第4号については、入札執行前に公表するものとする。

(1) 入札（予定）年月日

(2) 案件名称

(3) 案件場所

(4) 入札方法

(5) 設計金額

(6) 予定価格

(7) 最低制限価格

(8) 入札参加者名（一般競争入札にあつては入札参加資格者、指名競争入札にあつては指名業者）

(9) 入札経過（入札参加者名及び入札金額。ただし、吉見町競争入札参加心得（令和5年町長決裁）第11条に定める入札の無効及び取り抜け方式による無効となった入札金額を除く。）

(10) 入札結果

(公表の方法)

第4条 入札結果等の公表の方法については、町ホームページへの掲載及び閲覧方式とし、閲覧方式に係る閲覧場所は総合政策課が指定する場所とする。ただし、電子入札の方法により実施した入札については、埼玉県電子入札共同システムを用いて行う。

2 公表に用いる様式は、別に定めるものとする。

(入札不調時の公表)

第5条 入札が不調に終わった場合の入札結果等の公表は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 指名替えによる再入札の場合は、第3条第5号から第9号までの事項については非公開とする。

(2) 不落随意契約の場合は、第3条第10号に不落随意契約となった見積額を記載したものとする。

(公表の期間)

第6条 公表する期間については、その入札が執行された日の属する年度及び翌年度とする。

(適用除外)

第7条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）の規定により公表しなければならない事項のうち、本要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。